



第 1 4 回原子力委員会
資料第 2 - 1 号

1 3 文科科第 7 5 3 号

平成 1 4 年 3 月 2 9 日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉の設置変更
[高速実験炉原子炉施設の変更]について (諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、核燃料サイクル開発機構 理事長 都甲 泰正から平成 1 3 年 6 月 2 9 日付け 1 3 サイクル機構(大洗)0 6 8(平成 1 4 年 3 月 1 8 日付け 1 3 サイクル機構(大洗)2 8 3 で一部補正)をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 2 6 条第 4 項において準用する法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合していると認められるので、法第 2 6 条第 4 項において準用する法第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)
第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号
(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号(平和利用)

本件申請に係る変更は、核燃料サイクル開発機構大洗工学センター高速実験
炉原子炉施設において、試験用要素及びγ型コンパートメントの種類を追加し、
併せて廃棄物区分名称の変更及びICRP Pub.60取り入れによる法令改正に伴
う用語の変更を行うものである。これによって原子炉が平和の目的以外に利用
されるおそれがないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本件申請に係る変更は、上記1.に示すとおりであり、これが我が国の原子
力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認めら
れる。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、申請者が核燃料サイクル開発機
構法に基づく政府出資金をもって調達する計画になっており、本件申請に係る
変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。